出雲市子ども・子育て支援事業計画について

<計画の構成>

※基本的に「いきいきこどもプラン」の構成を引き継ぐ、5か年事業計画等を新たな章で記載

[構成(案)]

- 第1章 計画策定にあたって
 - I 計画策定の趣旨・位置づけ
 - Ⅱ 計画の期間
 - Ⅲ 計画の対象
 - IV 策定の方法
- 第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く 状況と課題
- 第3章 計画の基本的な考え方,
 - I 基本理念
 - Ⅱ 計画の基本的視点
 - Ⅲ 施策の体系
- 第4章 施策内容
- 第5章 5か年事業計画(見込み・確保方

策)

第6章 計画の推進体制 (PDCAサイク

ルの確保)

資料編

いきいきこどもプラン

- 第1章 計画策定にあたって
 - I 計画策定の趣旨
 - Ⅱ 計画策定の位置づけ
 - Ⅲ 計画の基本的視点
 - IV 計画の期間
 - V 策定の方法
- 第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く 状況
- 第3章 計画の基本的な考え方
 - I 基本理念
 - Ⅱ 施策の体系
 - Ⅲ 基本的な取り組み方針
- 第4章 施策内容

資料編

<計画の内容>

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨・位置づけ

- ▶ 事業計画は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、26年度末で計画期間が終了する「いきいきこどもプラン~いずも次世代育成支援行動計画(後期計画)~」を引き継ぐ計画に位置付け、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載します。
 - ※改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画にも位置付けます。

▶ 子ども・子育て支援新制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で支援していくことを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的責任が保護者にあることを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長や子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

Ⅱ 計画の期間

➤ 平成27年度から31年度までの5か年間とします。

Ⅲ 計画の対象

▶ 出生前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

Ⅳ 策定の方法

- ▶ 子育て家庭の現状とニーズを把握するため、教育・保育・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。
- 第定スケジュール
- ▶ いきいきこどもプランの進行状況を踏まえた見直し
- 子ども・子育て支援施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図ります。
- ▶ 計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

【関連する計画等】

上位計画

● 出雲市総合振興計画 新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」[24~33 年度]

関連する他分野の計画

- 第3次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 [24~28年度]
- 第2次出雲市DV対策基本計画「24~26年度」(※)
- 第2期出雲市教育振興計画 [25~28年度]
- 出雲市健康増進計画 [20~29 年度]
- 第2次出雲市食育のまちづくり推進計画 [24~28年度]
- 第2次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 [25~29年度]
- 第3期出雲市障がい福祉計画 [24~26年度] (※)
- 出雲市子ども・若者ビジョン [24~28 年度]

※次期の計画等と連携・整合を図ります。

第2章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況と課題

- ▶ 本市における子ども・子育てに関する現状、これまでの取組(成果)、課題を、これまでの本市の取組・調査等(ニーズ調査など)を踏まえ記載します。
- ▶ 子ども・子育てに関する状況の変化と対応すべき事項の多様化・複雑化について記載するとともに、状況・課題を項目立てて記載します。

※基本的に「いきいきこどもプラン」の項目を引き継ぐ

[項目を構成する事項(案)]

- I 少子化の動向
 - 1. 人口の推移
 - 2. 出生数の推移
- Ⅱ 世帯・就労の状況
 - 1. 婚姻・離婚の状況
 - 2. 世帯の状況
 - 3. 就労の状況
- Ⅲ 子育て支援の実施状況
 - 1. 相談・健康づくり支援の実施状況
 - 2. 保育サービスの実施状況
 - 3. 小学生の状況
 - 4. 児童虐待の状況
- IV 子育て支援についての市民意識 (アンケート結果から)
- V 基本的な課題
 - 1. 少子化の進行への対応
 - ・ 少子化や核家族化、晩婚化
 - ・ひとり親家庭の増加等
 - 2. 家庭ですこやかに養育するための保 育ニーズへの対応
 - 3. 地域の子育て機能低下への対応
 - 4. 子育てに関する負担軽減への対応
 - 5. 様々な困難を示す子どもへの対応 ・支援を必要とする児童の増加
 - 6. 子どもの養育環境における課題の深刻化
 - ・児童虐待相談件数の増加
 - ・配偶者等からの暴力(DV)
 - 7. 思春期・青年期の居場所づくりへの対応

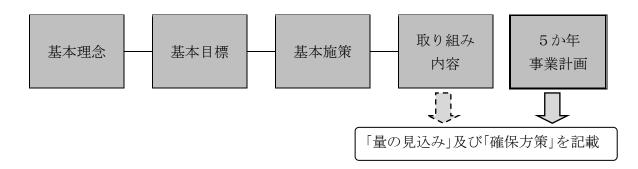
いきいきこどもプラン

- I 少子化の動向
 - 1. 人口の推移
 - 2. 出生数の推移
- Ⅱ 世帯・就労の状況
 - 1. 婚姻・離婚の状況
 - 2. 世帯の状況
 - 3. 就労の状況
- Ⅲ 子育て支援の実施状況
 - 1. 相談・健康づくり支援の実施状況
 - 2. 保育サービスの実施状況
 - 3. 小学生の状況
 - 4. 児童虐待の状況
- IV 子育て支援についての市民意識(アンケート結果から)
- V 基本的な課題
 - 1. 少子化の進行への対応
 - 2. 家庭ですこやかに養育するための保 育ニーズへの対応
 - 3. 地域の子育て機能低下への対応
 - 4. 子育てに関する負担軽減への対応
 - 5. 様々な困難を示す子どもへの対応

- 6. 思春期・青年期の居場所づくりへの対応
- 7. 地域医療の将来への対応

第3章 計画の基本的な考え方

- ▶ 「基本理念」「基本目標」「基本施策」「取り組み内容」の4つの区分(次世代計画と同じ)。
- ▶ 「取り組み内容」は、いきいきこどもプランを踏まえ、基本施策ごとに取り組み内容・ 事業を記載する。また、教育・保育施設(事業)、地域子ども・子育て支援事業につい て、目標(31年度)及び施設・事業毎の見込みの算定の考え方等を記載。



I 基本理念

※基本的に「いきいきこどもプラン」の基本理念等を引き継ぐが、基本指針も考慮して策定する。

[目指すべき姿(案)]

子どもたちとともに未来に向かって歩むまち いずも

明日のいずもを担う子どもたちが豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら自分自身で未来をひらく力を身につけられるまちづくり

[基本理念(案)]

子育てに喜びを実感できる社会の実現

サブ理念

子どもと親の成長・発達を支える環境づ くり

※個々の子どもの育ち、親の育ちの支援

子育て家庭を応援する環境づくり ※地域社会の支援体制づくり

いきいきこどもプラン

[テーマ]

子どもたちとともに未来に向かって歩む まち いずも

明日のいずもを担う子どもたちが豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら自分自身で未来をひらく力を身につけられるまちづくり

[基本理念]

子育てに喜びを実感できる社会の実現

~子育ち親育ち 地域社会が協働で"見守り・支援し・応援する"仕組み作り~

サブ理念

子どもと親の成長・発達を支える環境づ くり

※個々の子どもの育ち、親の育ちの支援 **子育て家庭を応援する環境づくり**

※地域社会の支援体制づくり

■新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」[平成24年度~平成33年度]

【まちづくりの将来像】

げんき、やさしさ、しあわせあふれる 縁結びのまち いずも

- ・市民が元気にくらし、産業が盛んな元気なまち
- ・人の優しさを感じる、笑顔と幸せあふれるまち
- ・あらゆるご縁を大切にし、誇りと愛着を持てるまち

将来像実現への基本方策 <人材育成都市の創造>

少子化、高齢化に加え、人口減少社会を迎え、今までの社会構造が大きく変化する中、子育て支援体制や学校教育の充実により、次代を担う人材の育成をめざします。

だれもが<u>安心して子どもを生み育てられ、また、子どもたちが心豊かに、健やかに成長することができる環境づくり</u>を推進するため、出産、育児に関する相談支援体制の整備や多様化するニーズに対応した子育て支援サービス、保育サービスなどの充実に努めます。

また、保育所・幼稚園の幼児が、円滑に小学校に就学できるよう、保育所・幼稚園・小学校の連携の取り組みも更に推進します。

住みやすさNo. 1プロジェクト 〈子育て支援〉

子どもを安心して生み、<u>喜びをもって子育てができる環境</u>を整えるため、多様なニーズに対応した子育て支援策の充実を図るとともに、育児などに関する相談体制の充実を図ります。

また、子どもの健やかな成長のために、各種健診、訪問、相談、教室、予防接種などの母子保健サービスを充実するとともに、地域の子育て力を活用するなど総合的な保健施策の充実を図ります。

あわせて、一般不妊治療助成や養育支援訪問など、支援が必要な家庭への適切な サービスを提供します。

基本理念(案) 子育てに喜びを実感できる社会の実現

(主旨)

本市では、少子化の進行や核家族化などの子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、平成17年に「いきいきこどもプラン〜いずも次世代育成支援行動計画〜」を、平成22年に「いきいきこどもプラン〜いずも次世代育成支援行動計画(後期計画)〜」を策定し、「子育てに喜びを実感できる社会の実現」を基本理念に、次世代育成の施策に積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、子ども・子育てをめぐる環境は依然として厳しく、近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化によって、子育ての負担や不安、孤立感を感じる保護者は少なくなく、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなうようにするために社会全体で支援することが強く求められています。また、幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児期の子どもに対する質の高い教育・保育や子育て支援の安定的提供が必要です。

こうしたことから「出雲市子ども・子育て支援事業計画(仮称)」では、保護者が子育でについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育でや子どもの成長に不安や負担だけではなく喜びや生きがいを感じることができ、全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される「子育でに喜びを実感できる社会の実現」を目指します。

Ⅱ 計画の基本的視点

※基本的に「いきいきこどもプラン」の基本的視点を引き継ぐが、基本指針も考慮して設定

[基本的視点(案)]

1. 子どもの最善の利益の実現

- ・子ども・子育て支援は、子どもの幸せを第一に 考え、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発 達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び 水準のものとすることが必要です。
- ・子どもたちが、自ら学び、考え、問題を解決する確かな生きる力を身につけ、豊かな人間性を 形成する取り組みを進めます。
- ・全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるよう、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を図ります。

2. 子育てをする親への支援

- ・親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に「親育ち」の過程を支援していくことが必要です。
- ・子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。
- ・子育ては、家庭が第一義的責任をもつという基本認識のもと、男女がお互いに協力して子育て に取り組むといった観点から施策を推進します。

いきいきこどもプラン

[基本的視点]

1. 子どもの視点から考える

- ・子どもの幸せを第一に考え、子ど もの立場に立って、その利益が最 大限に尊重される施策の展開を 図ります。
- ・子育では家庭が第一義的な責任を もつという基本認識のもと、男女 がお互いに協力して子育でに取 り組むといった観点から施策を 推進します。
- ・子どもたちが、自ら学び、考え、 問題を解決する確かな生きる力 を身につけ、豊かな人間性を形成 する取り組みを進めます。

※基本的に「いきいきこどもプラン」の基本的視点を引き継ぐが、基本指針も考慮して設定

[基本的視点(案)]

3. 社会全体で子どもと子育て家庭を支える

- ・子どもを心身ともに健やかに育むために、家庭 はもちろん、地域、企業、行政をはじめ社会全 体が様々な社会資源を活用し、それぞれの役割 を担いながら、連携した施策を推進します。
- ・行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充 実させるとともに、家庭、学校、地域、職域そ の他の社会のあらゆる分野における全ての構 成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現す るという社会全体の目的を共有し、子どもの育 ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理 解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果 たすことが必要です。
- ・地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、 保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

いきいきこどもプラン

[基本的視点(第1章 Ⅲ)]

- 2. 社会全体で子どもと子育て家庭を支える視点をもつ
- ・子どもを心身ともに健やかに育む ために、家庭はもちろん、地域、 企業、行政をはじめ社会全体が 様々な社会資源を活用し、それぞ れの役割を担いながら、連携した 施策を推進します。
- ・子育て家庭の孤立化などの問題を 踏まえ、地域のすべての子どもと 家庭への支援という観点から取 り組みを進めます。

3. 子育てしやすいまちづくりの視点をもつ

・子どもや子育て家庭に配慮した住環境の充実とともに、人と人とのつながりを軸にした安らぎに満ちたまちづくりを推進します。

Ⅲ 施策の体系

※基本的に「いきいきこどもプラン」を引き継ぐが、基本指針も考慮して設定

[基本目標·基本施策(案)]

サブ理念 1 子どもと親の成長・発達を 支える環境づくり

基本目標 I 子育て力・教育力のアップ

基本施策1. 育児・教育相談体制の整備 基本施策2. 家庭や地域の教育力の向上

基本施策3. 次代の親の育成

基本目標Ⅱ 子どもと親の心と身体の健 康増進

基本施策1. 安心して子どもを生み育て られる環境づくり

基本施策 2. 育児不安の軽減

基本施策3. 健やかな発育・発達と基本 的な生活習慣の確立支援

基本施策 4. 思春期保健

基本目標皿 子育ちを支える保育・教育の 推進

基本施策1. 発達段階に応じた保育内 容・幼児教育の充実

基本施策2. 障がい児の自立支援

基本施策3. 子どもの健康・体力づくり

基本施策4. 子どもの生きる力の育成

基本施策 5. 保育・教育環境の整備

いきいきこどもプラン

[基本目標・基本施策]

サブ理念 1 子どもと親の成長・発達を 支える環境づくり

基本目標 I 子育て力・教育力のアップ

基本施策 1. 育児・教育相談体制の整備

基本施策 2. 家庭や地域の教育力の向上

基本施策3. 次代の親の育成

基本目標Ⅱ 子どもと親の心と身体の健 康増進

基本施策1. 安心して子どもを生み育て られる環境づくり

基本施策 2. 育児不安の軽減と虐待予防

基本施策3. 健やかな発育・発達と基本 的な生活習慣の確立支援

基本施策4. 思春期保健

基本目標Ⅲ 子育ちを支える保育・教育の 推進

基本施策1. 発達段階に応じた保育内 容・幼児教育の充実

基本施策2. 障がい児の自立支援

基本施策3. 子どもの健康・体力づくり

基本施策4. 子どもの生きる力の育成

基本施策 5. 保育・教育環境の整備

※基本的に「いきいきこどもプラン」を引き継ぐが、基本指針も考慮して設定

[基本目標·基本施策(案)]

サブ理念2 子育て家庭を応援する環境づくり

基本目標Ⅳ 仕事と子育ての両立支援

基本施策1. <u>子育てに関する多様な支援</u> の充実

基本施策 2. ワーク・ライフ・バランス の実現のための働き方の 見直し

基本施策 3. 男女共同参画社会の推進

基本目標 V 子育てを応援する地域づく り

基本施策1. 地域における子育て支援

基本施策 2. 子育て支援のネットワーク づくり

基本施策 3. 児童虐待防止対策の充実

基本施策4. 子どもの健全育成

基本施策 5. ひとり親家庭等の自立支援 の推進

他の計画で対応 ←

他の計画で対応 ←

Ⅳの基本施策1~ ←

いきいきこどもプラン

[基本目標・基本施策]

サブ理念2 子育て家庭を応援する 環境づくり

基本目標Ⅳ 仕事と子育ての両立支援

基本施策1. 保育サービス等の充実

基本施策 2. ワーク・ライフ・バランス の実現のための働き方の 見直し

基本施策3. 男女共同参画社会の推進

基本目標 V 子育てを応援する地域づく り

基本施策1. 地域における子育て支援

基本施策2.子育て支援のネットワーク づくり

基本施策3. 児童虐待防止対策の充実

基本施策4. 子どもの健全育成

基本施策 5. ひとり親家庭等の自立支援 の推進

基本目標Ⅵ 子育てを支援する生活環境 の整備

基本施策1. 良好な居住環境の整備 基本施策2. 安全・安心のまちづくり

基本施策3. 子育ての経済的支援

第4章 施策内容

- ▶ いきいきこどもプランを踏まえ、基本施策ごとに取り組み内容・事業を記載します。
- ▶ 記載する取り組み内容・事業は、就学前児童に係る子ども・子育て支援施策を基本としますが、必要に応じて就学後児童に係る施策も記載します。
- ▶ 可能なかぎり評価指標を設定します。
- ▶ 教育・保育施設・事業、地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)についても、この項目において、目標(31年度の確保内容)及び施設・事業ごとの見込みの算定の考え方を記載します。(5か年事業計画については、次章で記載)
- ▶ 事業計画の任意記載事項についても記載します。

取組・事業により各部会で検討

第5章 教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の実施計画(5か年事業計画(見込み・確保方策))

▶ 新制度の給付対象となる教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域ごとに、27年度から5年間の「量の見込み」、「確保方策」を年度ごとに記載します。

1. 教育・保育提供区域

- ➤ 「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を定めます。 …地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、 教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案(小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等)。
- ▶ 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の 区域設定とすることが基本です(実態により異なる区域とすることも可能)。

2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ▶ 保育の必要性がある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は分けません。
- ▶ 教育・保育における確保方策の設定にあたっては、29 年度末までの待機児童解消を目指します。
- ▶ 特別な支援が必要な子どもについて、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設等の受け入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行ったうえで、教育・保育の提供体制を確保します。
- ▶ 当分の間、市等が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保についても記載できます。
 - ※量の見込みと確保内容により需給調整がはたらき、新たな施設整備や既存施設の定員 増が出来なくなる場合があることに留意。
 - ※地域型保育事業、認可外保育所の取り扱い

幼稚園・保育所課題等検討部会で検討

- 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ▶ 地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要で、母子保健関連施策との連携の確保が必要です。

※それぞれの事業について、

現在の実施内容は適切か(達成状況に過不足はないか) 課題認識は的確か

対象者や実施方法などについて、新たな視点は考えられないか

など

- (1) 利用者支援に関する事業
- (2) 時間外保育事業
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)
- (9) 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児対応、就学後を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)
- (10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児対応)
- (11)子育て援助活動支援事業(就学後)
- (12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園・保育所課題等検討部会、 社会養護検討部会で検討

第6章 計画の推進体制 (PDCAサイクルの確保)

- ▶ 計画は、出雲市子ども・子育て会議において毎年度点検・評価を行う旨を記載します。
- ▶ 特に、前章の「量の見込み」「確保の内容」については、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等をもとに実施します。
- ▶ 前章の「量の見込み」「確保の内容」について、必要がある場合は3年目を目途に計画を見直す旨を記載します。
 - →これらにより、本市における計画の推進体制 (PDCAサイクル) を確保。

※「いきいきこどもプラン」の基本 的な取り組み方針も取り込みつ つ、基本指針を基に策定

いきいきこどもプラン

[基本的な取り組み方針(第3章 Ⅲ)]

▽総合的・計画的な施策展開を進める

- ・行政内部では全庁的な連携をもった施策展開 を図るとともに、地域や関係機関と協力した 総合的な施策を推進する。
- ・より効果的な施策推進のため、計画的・横断 的に取り組む。

▽実質的な総合調整が可能な体制づくり

- ・保育所と幼稚園、小学校、中学校、関係機関が相互に連携をとり、一人ひとりの子どもの育ちを総合的・継続的に支援することのできる体制づくりを推進する。
- ・家庭・学校・地域・関係機関等地域社会の構成員がお互いに関心をもち、子どもの幸せを 第一に考えた社会の仕組みづくりができる ような取り組みを進める。